

## B分科会 学校法人会計基準と計算書類の取扱い

運営委員：三 森 健  
新 保 早 苗

本分科会は、学校会計業務の実務経験が比較的少ない方々43人を対象に、「学校法人会計基準」、「私立学校法」等の法令および「資金収支計算書」、「事業活動収支計算書」、「貸借対照表」、「内訳表」等の計算書類について説明を行いながら、法令と日常行う会計処理についての理論研修を行いました。

教材は、資料③「学校法人会計基準と計算書類の取扱い」を使用しました。最初に、学校法人が計算書類を作成する目的などを理解するための法令として、「教育基本法」・「学校教育法」・「私立学校法」・「私立学校振興助成法」について主要な条文を取り上げ、その条文が持つ背景や意味、さらにその条文に関連する諸法規について解説を行い、学校法人の成立に係る法的根拠、学校法人会計基準ができた経緯等について説明を行いました。

次に、「学校法人会計基準」については、すべての条文について基礎的事項の解説を行いながら、学校法人会計基準の原則、学校会計の計算体系、勘定科目と帳簿、計算書類の様式等についての説明を行い、日常行う会計処理と「学校法人会計基準」との関係について研修を行いました。なお、重要な事項および注意すべき事項については、企業会計原則や文部科学省令等を加え詳細な説明を行いました。

また、教材のテキスト以外に別刷りの資料を配布し、「私立学校（教育）の会計処理に関する法体系」、「財務情報の公表と補助金について」、「基本金について」等のほか、平成25年9月2日文部科学省令第8号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」をはじめとするさまざまな通知について詳細な説明を行いました。

各学校の現場では、会計処理はシステム化されており、仕訳伝票の起票と入力により「資金収支計算書」等の計算書類が自動的に作成されることがほとんどです。本研修を通じ、学校会計の基である「学校法人会計基準」と計算書類並びに日常行う会計処理との関係についてより理解を深められたものと思います。

参加者の方々には、初日に、勤務校の情報も含めた自己紹介を行っていただき、和やかな雰囲気の中、3日間で会計処理全体の流れについて理解を深められたものと思います。